

沖縄県有料老人ホーム設置運営指導要綱(改正箇所)

改正案	現行
<p>(情報の報告等)</p> <p>第9条 設置者は、法第29条第11項の規定に基づき、毎年7月1日現在における有料老人ホーム情報を重要事項説明書により知事に報告しなければならない。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和3年6月11日から施行する。</u></p>	<p>(情報の報告等)</p> <p>第9条 設置者は、法第29条第9項の規定に基づき、毎年7月1日現在における有料老人ホーム情報を重要事項説明書により知事に報告しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>